

四 本協議會は本協議會の趣旨に賛成する電氣産業労働組合又は其同志團を以つて組織する。

五 活動の便宜上地方協議會及び地區協議會を組織する事が出来る。

第六會

六 昔々の鬭争方針を決定したり、協議會委員長や協議委員を選定したりする大會が本協議會の最高機關である。協議委員は一定の比率を以て各加盟組合又は團體で推薦したものを大會で選定するのである。その任期は大會から次の大會までである。

七 此の大會は毎年一回春に開くのであるが協議委員が必要と認められた場合には臨時大會を開くことが出来る。

八 どの加盟組合、又は團體でも、臨時大會にかける必要があると考へられる程の重大問題が生じた場合には、協議委員に臨時大會を召集する事を要求する事が出来る。

九 大會は協議委員の決定を待つて協議會委員長が召集する。

一〇 協議委員は三月以上一回以上の協議委員會を開いて、大會で決まつた事を実行にうつすと共に、其時々起る色々な問題を協議して直ちに実行にうつすのである。

二 極めて重要な事を要する協議でない場合には便宜上文書を以て協議委員會を開くことが出来る。

三 協議委員會は協議委員の要求があれば、いつでも直ちに協議會委員長が召集するのである。

一三 協議委員に欠員が出来た場合には直ちにその缺員を生じた團體から協議委員の承認を経て補充する。

一四 協議委員會は日常不斷の活動をツツけるために、常任委員會を設けて本協議會の仕事をさせる。

一五 常任委員會は、協議會委員長、ストライキ応援委員長、機関紙編輯委員長、及び書記長を以て構成する。

一六 常任委員の任免は協議委員會で定める。

一七 常任委員會は次の様な専門委員會を持つて、それぞれの方針を準備させる、更にこれを実行させる。

一八 組織宣伝委員會
未組織の衆の組織方針を立て、未参加組合の合同を計り全國労働組合総聯合にまで発展させる、宣伝と組織を任務とする。

一九 ストライキ応援委員會
加盟組合間には紛論、組織と未組織とを問はず、電氣労働者のあり